

平成29年1月13日

研修報告書

松戸市議会議員
大塚 健児

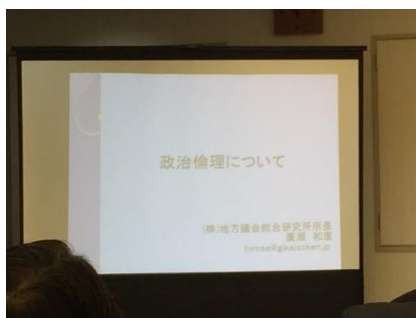
研修:政治倫理について

主催:松戸市議会 議員定数協議会

日時:平成29年1月13日(金) 10時~12時半

場所:松戸市議会 特別委員会室

【研修報告】



まず間違えやすいのは議会条例と議会倫理条例は全く別物であるということ。

全国で

議会条例は54%

政治倫理条例は40%

倫理とは…強制力を伴う法規制に対して、内心の道德規範をいう。

つまり、政治倫理を確立するにあたっては法的規制が必ずしも必要であるとまでは言えず、議会の内部的・自主的規律を優先する必要がある。

※議員に対する解職請求は、選挙を有する者の3分の1以上の署名が必要になることから、運用は大変困難である。

そこで…『懲罰』。

政治倫理はどのような基準があるのか。

- ① 不正疑惑行為の自粛
- ② 地位利用の金品授受の禁止
- ③ 請負等の斡旋禁止
- ④ 職員に対する職務執行への不当介入の禁止
- ⑤ 職員の採用などの斡旋禁止
- ⑥ 道義的批判のある企業献金の自粛

① ～⑥を基準にして、議員定数の8分の1以上で懲罰発議を行うことができる。

ちなみに、懲罰発議についてはあくまでも民主主義となる。

どういうことかというと、

いわゆる『与党』が発議をすると懲罰をかけられた議員がどんなに説得力のある主張をしたとしても、『与党』賛成多数により『可決』してしまうということ。

加えて、最高裁の判決で、『出席停止』『陳謝』『戒告』については、裁判の対象外となるため、棄却されてしまうとのこと。

(まとめ)

私が大変興味をもったことは、議員が会社代表取締役をおこなう兼業について。

地方自治体から請負があるとき、最高裁判決で33%までは有効。33%から50%はグレーゾーン。50%以上はアウト。議員という立場は一步踏み込んだ情報を知ることができ、加えて口利きなどできる環境にあるという倫理上の問題だ。

私はもちろん倫理上に触れることはしないが、しかし一方で地域活性化を進めるためにも、法人の立ち上げや起業をするということを考えている。地方活性化のために、知恵を絞りがつリスクを伴いながら立ち上げるのに、すべて倫理上といい、厳しいチェックが入ることには少々疑問を抱く。これから多様化社会に進むなか、議員個人の起業意欲を妨げることがないような政治倫理を確立していく必要があると思う。

以 上